

議案第9号

交野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例について  
所要の改正等を行いたいため。

交野市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 交野市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項及び」を削り、「基き」を「基づき」に改め、「公平委員会の委員(以下「委員」という。)並びに」を削る。

第2条中「新に」を「新たに」に改め、「委員となつた者並びに」を削り、「様式第1及び様式第2」を「様式第1号又は様式第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「外」を「ほか」に改め、「委員又は」を削り、「、市長又は任命権者」を「、任命権者」に改める。

様式第1中「様式第1」を「様式第1号(第2条関係)」に改める。

様式第2中「様式第2(消防職)」を「様式第2号(第2条関係)(消防職)」に改める。

(交野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 交野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の2各号列記以外の部分中「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第1号中「疾病の発生が確定」を「疾病が確定」に改め、同号ただし書中「ただし」の次に「、これらの者のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に就いているものについては」を加え、同条第2号中「及び賃金」を削り、「疾病の発生が確定」を「疾病が確定」に改め、同条第3号中「前2号に掲げる者」を「前各号に定める者」に、「前号」を「第2号」に、「市長が」を「実施機関が市長と協議して」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次

に次の1号を加える。

- (3) 給料を支給される者 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表社会福祉法人指導監査員の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の交野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。